

岐阜市道路位置指定指導基準

平成 8 年 1 1 月 1 日 決裁
平成 1 9 年 3 月 3 0 日 決裁
令和 7 年 1 0 月 2 0 日 決裁

第 1 目 的

この基準は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）について、法令に定めるもののほか具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

第 2 適用範囲

この基準は、次に掲げるものに適用する。

- (1) 指定道路及びその道路に接する敷地（以下「開発区域」という。）
- (2) 開発区域が 1, 0 0 0 m²未満のもの

ただし、同一又は 2 以上の事業者が、隣接した地域で 3 年以内に 2 回以上の道路位置指定を受ける場合で、その開発区域の合計面積が 1, 0 0 0 m²以上となるものは原則として開発行為とみなし、都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 2 9 条の適用を受けるものとする。

第 3 指定道路の構造等

指定道路の構造は、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 4 4 条の 4 に規定する基準に従い、次に定めるところによるものとする。

(1) 転回広場

転回広場は、自動車転回広場に関する基準（昭和 4 5 年建設省告示第 1 8 3 7 号）に適合するもので、中間に設けるものは図 1 によるものとし、終端に設けるものは図 2 によるものとする。

図 1

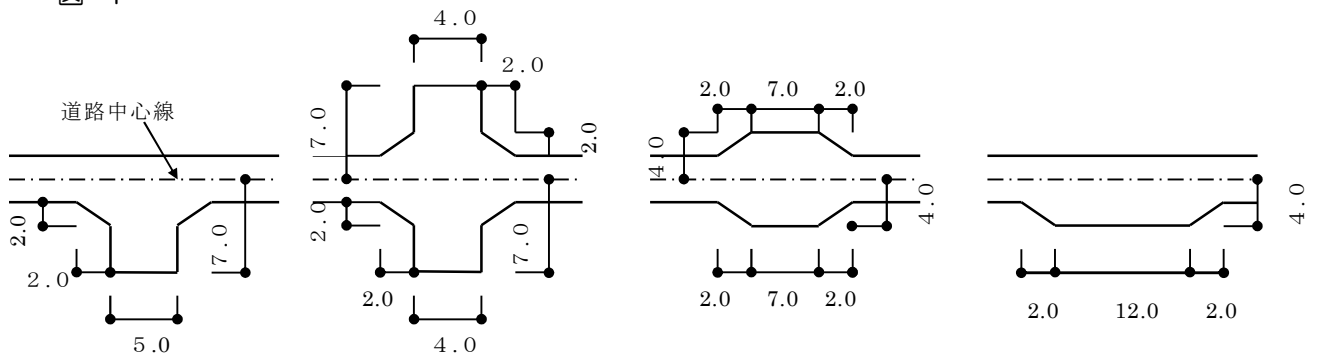
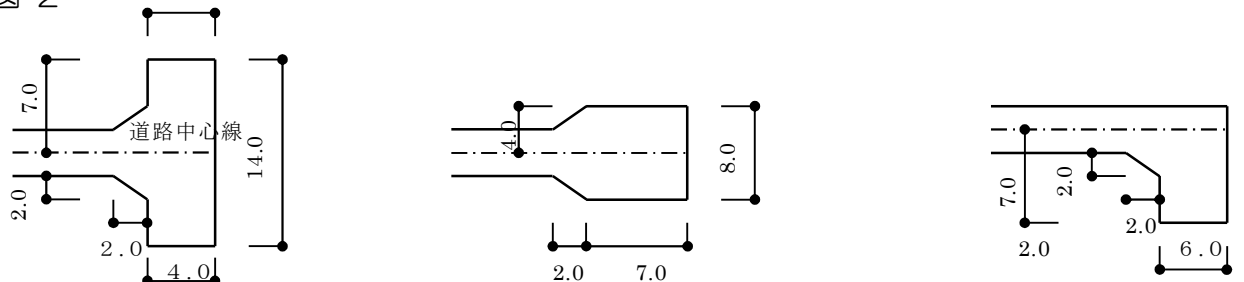


図 2



(注) 図 1 は、3 5 m の区間ごとに設置し、図 2 は、道の終端に設置するもの。(単位 m)

(2) 勾配

- ① 指定道路の縦断勾配は9%以下とする。ただし、小区間で12%以下の範囲内において車両のすべり止めを施したものは、この限りでない。
- ② 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配は、原則として2.5%以下で、かつ、6m以上の水平区間を確保することとする。
- ③ 指定道路の横断勾配は、1.5%から2%を原則とする。

(3) 隅切り

- ① 道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は除く。）には、一辺の長さが2.0mの二等辺三角形以上の隅切りを設けるものとする。
ただし、角地の一方に既存の建築物、高く堅固な擁壁若しくは、がけ等があり、隅切りを設けることが著しく困難な場合には、図3に準ずる隅切りを設けるものとする。
- ② 道路が同一平面で交差、接続、又は屈曲する箇所で内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、角地の隅角をはさむ辺を2等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものとする。（図4参照）
- ③ 法第42条第2項道路に接続して道路の位置の指定を受ける場合は、図5によるものとする。

図 3

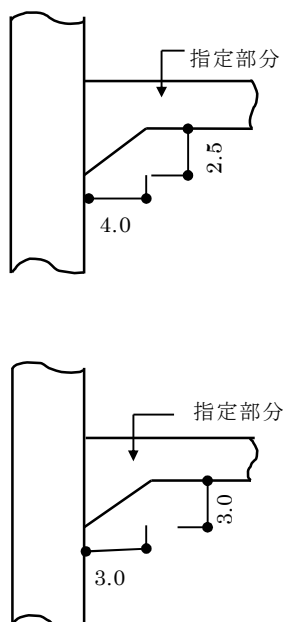


図 4

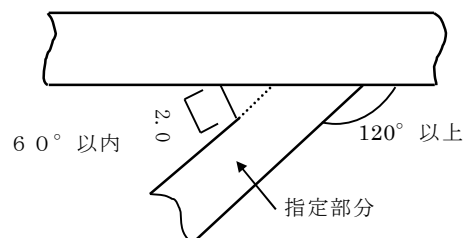
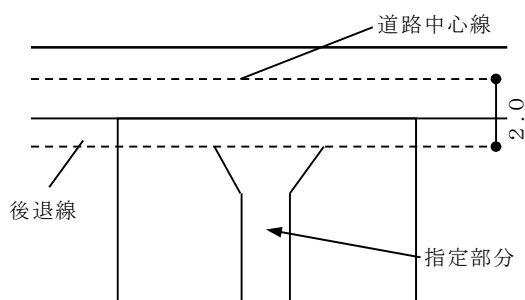


図 5



(単位 m)

(4) 路面の構造

指定道路の構造は、下層路盤の厚さを10cm以上、アスファルト舗装の厚さを5cm以上とする。

(5) 幅員の定め方

- ① 指定道路幅員は、原則として図6に示す方法によるものとする。

図6



- ② 申請する道路に接し、既存建築物がある場合には、原則として既存不適格建築物にならない幅員を確保すること。

(6) 排水施設

- ① 指定道路の側溝は、原則として取付道路進入部を除く周囲に設けること。
- ② 指定道路に設ける側溝は、内径25cm以上で有筋の片厚とし、蓋は有筋の落とし蓋を標準とし、これと同等以上の構造とすること。なお、蓋は概ね20枚につき1枚はグレーチング蓋とすること。
- ③ 開発区域に面する法第42条道路に側溝がない場合には、原則として現場打側溝を設置することとし、各道路管理者と協議すること。
- ④ 排水施設の流末は、家庭雑排水及び道路排水が完全に排水できる排水路に接続しなければならない。

(注) なお、将来市道編入を希望する場合は、事前に市道路管理者と協議すること。

第4 指定道路の付属物等

1 安全施設

指定道路ががけ又は法面の上にある場合又は池、河川、水路等に接している場合は、指定道路に擁壁、ガードレール、さく等の安全施設を設けること。

また、指定道路が屈曲しており、安全上支障があると認められる箇所においては、カーブミラー等を設置すること。

2 擁壁

開発区域の造成のための擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造とし、岐阜市盛土規制法に関する技術的基準ガイドラインに準ずるものとする。

第5 指定道路敷地の登記

指定道路の敷地は、これに接する宅地及びその土地と区分し、地目を公衆用道路として登記すること。(抵当権設定はしないこと。)

また、原則として地積は実測面積と登記面積を一致させること。

第6 宅地の登記及び区画面積

- 1 指定道路に接する一宅地の敷地面積は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域においては120㎡以上、それ以外の地域は100㎡以上とする。
- 2 前項の規定による宅地の区画は、コンクリート杭その他これらに類するものにより位置を標示し、それぞれの宅地を分筆し登記すること。

第7 標示の設置

- 1 材質は石とし、それに「岐阜市位置指定道路」の9文字を明記し、寸法は図7を標準とする。
- 2 設置場所は、図8に示すA若しくはBの位置に埋め込み、堅固に取付けること。

図7

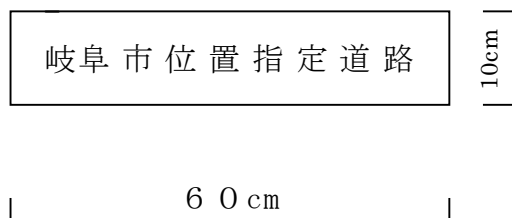
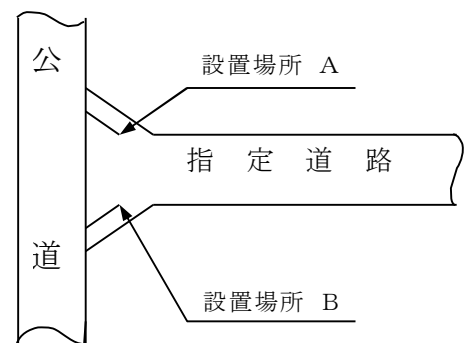


図8



附 則

この基準は、平成 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日から施行する。